

## 1. 社会保険の適用事業所

全ての法人事業所と、農林漁業、サービス業などの業種を除いた常時5人以上の労働者を雇用する個人事業所は強制適用事業所となり、原則としてそこで働く労働者は、被保険者となります。

### 健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所

- 全ての法人の事業所
- 製造業、土木建築業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、清掃業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒介斡旋業、集金案内広告業、教育研究調査業、医療保健事業、通信報道業、社会福祉事業、弁護士や公認会計士などの士業(12士業)で、常時5人以上の従業員を使用する事業所

## 2. 被保険者の範囲

パートタイム・有期雇用労働者にかかる社会保険の被保険者資格の取得基準は、以下のとおりです。

### 被保険者資格取得の基準

「1週の所定労働時間」及び「1月の所定労働日数」が、同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上(以下「4分の3基準」という。)であること。

また、上記の4分の3基準を満たさない場合であっても、以下の①から⑤までの5つの要件(以下、「5要件」という。)すべてを満たすパートタイム・有期雇用労働者については、社会保険の被保険者となります。

- ① 1週の所定労働時間が、20時間以上であること。
- ② 雇用期間が継続して1年以上見込まれること。
- ③ 月額賃金が8.8万円以上であること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 常時101人以上(※)の被保険者を使用する企業(特定適用事業所)に勤めていること。

※1年のうち6月間以上、適用事業所の厚生年金保険の被保険者(短時間労働者は含まない、共済組合員を含む)の総数が101人以上となることが見込まれる企業等のことです。  
 ※短時間労働者の加入要件拡大で、令和6年10月から「51人以上」となります。

### 3. 「4分の3基準」を満たさない場合

パートタイム・有期雇用労働者が社会保険の被保険者とならず、かつその配偶者が被保険者となっている場合、原則として、労働者の年収が130万円未満であれば、健康保険は被扶養者扱い、国民年金は第3号被保険者(本人負担なし)となります。

年収が130万円以上であれば、国民健康保険の被保険者となり、かつ20歳以上60歳未満であれば国民年金の第1号被保険者になります。

#### 社会保険の適用要件(パートタイム・有期雇用労働者者の配偶者が雇用されている場合)

資格要件	労働時間等	4分の3基準を満たさず者又は5要件(106万円等)全てを満たさず者	4分の3基準を満たさない者であって且つ5要件(106万円等)を満たさない者		
	年収		原則として年収が130万円[180万円(注1)]未満	原則として年収が130万円[180万円(注1)]以上	
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	【家族が健康保険等被用者保険に加入している場合】 健康保険等被用者保険の被扶養者	【家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合】 国民健康保険の被保険者	国民健康保険の被保険者
	年金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)(注2)	【配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合】 厚生年金保険等被用者年金保険の被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)(注2)	【配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合】 国民年金の第1号被保険者(注2)	国民年金の第1号被保険者(注2)

(注1) 認定対象者が60歳以上の者である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

(注2) 対象となるのは、第1号被保険者が20歳以上60歳未満、第2号被保険者が70歳未満(厚生年金の場合)、第3号被保険者が20歳以上60歳未満の者です。

※ 健康保険料 [全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)] (令和6年度～)

月額 (東京都)	標準報酬月額9.98% (労使折半) [介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)は、介護保険料率(1.60%)が加わります。]
-------------	--

※ 厚生年金保険料 (平成29年9月分～)

保険料月額(一般被保険者)	標準報酬月額18.300% (労使折半)
賞与に係る保険料(一般被保険者)	標準賞与額18.300% (労使折半)

詳しくは、最寄りの年金事務所、加入している健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部(03-6853-6111)へお問い合わせください。

【年収の壁・支援強化パッケージ】

短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、国は、当面の対応として「支援強化パッケージ」を実施することとしました。

**パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず**

に働ける環境づくりを後押しします。

**「106万円の壁」対応**

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**(※)を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

(※) ・社会保険適用促進手当を支給(社会保険料の算定対象外)  
・賃上げによる基本給の増額  
・所定労働時間の延長

**「130万円の壁」対応**

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能**となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁に関する厚生労働省HPはこちら

**「106万円の壁」への対応**

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】 [詳細はこちら](#)

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の15%以上を追加支給(社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合、大企業の場合は3/4の額。  
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

【加入前】 (時給1,000円)	【加入後】 (時給1,020円)	保険料 約16万円	保険料相当額 の手当を支給
手取り 約104万円	手取り 約104万円	手取り 約90万円	手取り 約90万円

(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は現金については考慮していない。

**「130万円の壁」への対応**

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合

R4.10 扶養確認

年収120万円見込

繁忙期に労働時間を延長し残業が発生

+ 残業20万円

R5.10 扶養確認

年収140万円

130万円以上でも事業主の証明により引き続き認定

**配偶者手当への対応** [詳細はこちら](#)

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。